

平成30年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成30年 2月20日(火)	開会	午前 9時36分
		散会	午前10時10分
	2月26日(月)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時45分
	2月28日(水)第1回	開会	午前 9時50分
		休憩	午前10時 2分
	第2回	再開	午後 1時43分
		散会	午後 1時57分
	3月 2日(金)第1回	開会	午前 9時35分
		休憩	午前 9時43分
	第2回	再開	午後 0時43分
		散会	午後 0時54分
	3月 6日(火)	開会	午後 3時31分
		散会	午後 3時47分
	3月22日(木)	開会	午前10時
		散会	午前10時 6分
	3月26日(月)第1回	開会	午前 9時29分
		休憩	午前 9時39分
	第2回	再開	午後 1時15分
		散会	午後 1時16分
	3月27日(火)第1回	開会	午前 9時34分
		休憩	午前 9時37分
	第2回	再開	午前10時45分
		休憩	午前10時51分
	第3回	再開	午後 1時15分
		休憩	午後 1時20分
	第4回	再開	午後 2時50分
		休憩	午後 2時51分
	第5回	再開	午後 4時38分
		閉会	午後 4時40分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

立石泰広委員、新井一徳委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

権守幸男委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議会の運営に関する事項

2 請願

議請番号	件名	結果
⑳議請第4号	政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開を求める請願	継続審査
議請第2号	国内のすべての原発について再稼働させないことを国に求める請願	継続審査
議請第3号	すべての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進を国に求める意見書の提出を求める請願	継続審査
議請第4号	埼玉県議会として政務活動費の透明性を今任期中に一層向上させることを求める請願	不採択
議請第5号	原子力発電の再稼働および新增設をやめ、自然エネルギー活用の推進を求める請願	継続審査

## 委員長

- 1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

## 奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず、2月26日・代表質問初日に御提案する議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成30年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧いただきたいと存じます。追加提案を予定している議案は、予算14件、条例4件、工事契約の締結1件、訴えの提起2件の計21件である。また、議案以外では、専決処分報告が2件あり、合わせて23件となる。予算については、一般会計のほか、特別会計9件、企業会計4件について、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、指定特定非営利活動法人の指定や埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額を定めるものなど、一部改正条例が4件ある。このほか、地上系防災行政無線設備再整備に係る工事請負契約の締結が1件、県営住宅の滞納家賃等の請求に係る訴えを提起することについて議決を求めるものが2件である。

詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に御提案する予定の人事案件について、御説明申し上げます。その内容だが、教育委員会委員、人事委員会委員及び公安委員会委員の任命及び選任についてである。埼玉県教育委員会委員に遠藤克弥氏を新たに任命することについて、埼玉県人事委員会委員に武笠正男氏を新たに選任することについて、埼玉県公安委員会委員に齋藤公子氏を再び任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じます。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の概要を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成30年2月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から3ページの14番までは「予算」である。後ほど資料3により御説明させていただきます。3ページの15番から18番までは「条例」である。後ほど資料2により御説明させていただきます。4ページの19番は「工事請負契約の締結について」であり、地上系防災行政無線を再整備するもので、工期は平成33年3月15日までとなっている。別にお配りしている「平成30年2月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、契約の相手方はNECネットエスアイ株式会社、請負金額は30億564万円である。20番、21番は「訴えの提起について」である。20番は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者2名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃などの支払いを求める訴えを提起するものである。21番は、県営住宅を不法に占有している者1名に対して住宅の明渡しなどを求める訴えを提起するものである。5ページは「報告事項」で、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。(1)と(2)のいずれも条例改正であり、法律の改正に伴い、

当然必要とされる規定の整備を行ったものである。報告事項は以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は、指定の申出があった1法人を新たに指定特定非営利活動法人に指定し、また指定取消しの申出があった2法人について、指定を取り消すための改正である。2番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに購入した試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めるものである。2ページの3番の「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良法の一部改正に伴い、特別徴収金の徴収に関する規定の追加などをするための改正である。4番の「埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例」は、埼玉県高等学校等奨学金事業基金を当該事業に係る損失補償の財源に充てることができるように変更などをするための改正である。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。資料3「平成29年度2月補正予算(追加)案の概要」を御覧いただきたいと存じる。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」にあるとおり、242億1,027万6千円の減額となっており、補正後累計では1兆8,530億7,570万1千円となっている。このほか、特別会計9会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出」である。最初の「給与費」と次の「公債費」については、執行見込額と予算額の差を減額するものである。3つ目の「公債費満期一括償還措置」については、満期一括償還債の償還に備えた積立てを行うものである。4つ目の「県税に係る清算金、交付金等」については、県税収入の増額に伴う交付金の増額等である。5つ目の「国の補正予算への対応」については、国の補正予算を受け、県立学校の大規模改修の前倒しなどを行うものである。

次に、「3 主な財源」である。まず、最初の「県税」については、非製造業を中心とした内需関連企業が好調なことによる法人二税の増収や、個人県民税の株式等譲渡所得割の増収などにより、213億円を増額するものである。次の「地方消費税清算金」については、全国の地方消費税収が見込みを上回ったことによる増額である。3つ目の「地方交付税」、その下の「国庫支出金」については、交付決定額等と予算計上額との差額を補正するものである。5つ目の「県債」については、減収補填債を188億7,600万円計上するとともに、事業執行に伴う発行額の整理を行うものである。最後の「繰入金」については、本年度の収支見通しを踏まえ、財政調整のための基金について、当初計上していた682億円の取崩しのうち563億8,800万円の取崩しを中止するものなどである。

最後に、「4 繰越明許費の設定(一般会計)」だが、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が2月定例会に追加提案を予定している議案等の概要である。どうぞよろしく願います。

## 委員長

2 哀悼の辞についてだが、去る2月13日(火)の議運において御了承いただいた藤林富美雄議員の逝去に伴う哀悼の辞については、51番白土幸仁議員にお願いしたいと思うが、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、哀悼の辞の前に、藤林富美雄議員の御冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思うので、よろしく願います。

**委員長**

3 哀悼決議についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)審議手続についてだが、正規の手続を省略し、直ちに採決することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

5 一般質問についての(1)一般質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月28日(水)については、自民、民進・立憲・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、3月1日(木)については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、3月2日(金)については、自民、改革、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

## 本木委員

3月2日については、1番目が伊藤雅俊議員、3番目が荒川岩雄議員でお願いします。

## 委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。>

## 委員長

6 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月13日（火）の議運において、執行部から急施を要するとの要請があった、第51号議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局が委員長案を配布 >

## 委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、代表質問初日・2月26日（月）に予定されている「知事提出急施議案（第51号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、休日を除く発言日の2日前・2月22日（木）の正午までということはいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

7 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問初日・2月28日（水）、案文については、一般質問最終日・3月2日（金）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（火）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

## 田村委員

この際、意見書・決議案の手續について、発言させていただく。さきの12月定例会においては、意見書・決議案の取りまとめについて正副委員長に御尽力いただき、調整を行っていただいた。また、各会派におかれては、こうした意見書・決議案の手續について、きちんと御理解いただいているものと認識していたところである。しかし、最終日に急きょ、2つ

の会派が採決態度を変更し、謝罪することとなった。さらに、平成30年1月19日の東京新聞の記事によると、12月定例会で議決された原発に関する意見書について、民進・立憲・無所属の浅野目代表は、「原発政策について突っ込んだ議論はしてこなかった。この意見書はあまりにも唐突」という、議運における手続を無視した発言を行った。また、共産党の柳下団長は、「本来、意見書の採択は全会一致が原則」という発言を行った。意見書・決議案提出に関する手続としては、全会一致となるように調整し、なおかつ、まとまらなかったものについては、議運において了承いただき、提出している。なお、共産党が全会一致でない意見書に御賛同いただき、提出した意見書も多数存在する。このような、手続の瑕疵があったかのような発言を外部に対して行うことは、誠に遺憾である。各会派におかれては、手続についてきちんと理解していただきたい。特に、代表にはきちんと理解していただきたい。各会派の発言を求める。

### 秋山委員

会派の代表者に発言を求めるといふことか。

### 田村委員

議運における手続は、先例により決まっているものである。各会派において、手続を理解し、進めていく意思があるかを確認したい。意思がなければ、正副委員長において取りまとめを行う意味がなくなってしまう。

### 秋山委員

私は、我が会派の柳下団長が発言したとおり、本来意見書について全会一致とすべきということ自体、そのとおりだと思う。しかし、現実として、賛成多数で可決されている意見書もあり、その中に、共産党が賛成した意見書も含まれている。全会一致という原則は踏まえつつ、これまでどおり運営していくことでよいと思う。

### 野本委員

外部で議運での手続を無視した発言はしないでいただきたい。

### 秋山委員

本来、全会一致とすべきであるという意見は変わらない。しかし、現実に賛成多数でも提出しているので、これを否定するものでもない。

### 野本委員

全会一致が原則という認識が間違っているということである。

### 田村委員

手続に瑕疵があるかのような発言を外部に対してされることが、非常に不愉快である。意見書・決議案の提出に際しての手続は、議運という議会の調整を行う場で決まったことである。それをきちんと理解していただきたい。しっかりと対応していただきたい。それができないのであれば、意見書・決議案の取りまとめを正副委員長に一任している意味がない。

### 秋山委員

東京新聞の記事を読んだわけではないが、議運における手続に瑕疵があったという内容の

報道であったのか。再度確認させていただきたい。

### 田村委員

では、改めて読ませていただく。柳下団長の発言としては、「本来、意見書の採択は全会一致が原則と憤り」と書かれている。このような発言を外部に対して行うこと自体、手続に瑕疵があったという意味表明を外部に行っていることと同じである。この意見書については、議運の中できちんと議論を行い、共産党は本会議において反対討論も行っている。きちんと手続をし、調整した上で提出している意見書について、手続に瑕疵があったかのような発言を外部に対して行われている。これでは、正副委員長において取りまとめを行うことが無意味となってしまう。手続上の瑕疵が全くなかったにも関わらず、このような発言が外部に行われていることは問題である。

### 秋山委員

報道においては、「憤り」と表現されているだけであり、これまでの議運における手続を無視しているとは言っていない。

### 野本委員

議会運営委員会は、平成3年から他の常任委員会と同様、法定委員会である。よって、原則としては、多数決が最終決定方法である。それ以前の議運は任意の委員会であるため、全会一致という先例を重視するということであった。しかし、原則ということであれば、法定委員会であるため、多数決により決することとなる。この点については、各会派に御理解いただいているため、全会一致でない意見書についても、議運で了承を得た上で提出している。原則全会一致であるという認識が間違っているということは、きちんと理解いただく必要がある。柳下団長にしっかりお話していただきたい。

### 秋山委員

承った。

### 田村委員

野本委員からは、柳下団長に話をしてほしいとのことであったが、各会派において、議運における意見書・決議案の提出に係る手続について、しっかりと理解していただきたい。手続を理解していないため、採決態度の変更や手続に瑕疵があるかのような話が外部に対して行われてしまっている。各委員及び各会派は、議運における手続をしっかりと理解していただきたい。

### 秋山委員

承った。

### 田並委員

東京新聞の記事を確認していないが、手続に瑕疵があったかのような発言がなされないよう、会派内に周知を図っていく。しかし、個人の考えを発言することは問題ないという理解でよいか。



## 田村委員

もちろん、個人の考えを発言することは問題ない。手続に瑕疵があるかのような発言を問題視しているということである。

## 委員長

ただ今の議論を踏まえ、申し上げる。意見書・決議案については、件名の提出から案文、提案者の確認まで、先例や慣例等にのっとり、議運でも御協議いただいた上で進めさせていただいている。各会派におかれては、議会運営に関する事項について発言する際は、この点を正確に御理解いただいた上で慎重に御発言くださるよう、改めてお願い申し上げます。議事を続行させていただく。

## 委員長

8 平成30年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料2を、改めて配布しておいた。

各会派で御検討いただいたかと思うが、平成30年度の特別委員会について御協議願う。何か御意見はあるか。

< な し >

## 委員長

それでは、特別委員会の名称、定数及び付託事件について、今年度と変更なしとすることに決定する。

## 委員長

9 平成30年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料3を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは36であり、その内訳は、自民21、民進・立憲・無所属5、公明4、県民3、共産党2、改革1である。

平成29年度と30年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は36となる。

これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料3の一番下の平成30年度配分(案)のとおり、自民22、民進・立憲・無所属4、公明4、県民3、共産党2、改革1となるので、御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(月)までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

## 委員長

10 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

11 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

12 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

**本木委員**

開会前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。

本日、提案予定の議案のうち、「埼玉県地域保健医療計画の策定」についてである。この計画は、保健医療体制に係る施策の方向性を示すものであるが、今後、全国一のスピードで高齢化が進行すると見込まれている本県にとって、医療と介護との連携といった慎重に議論を行うべき課題が含まれている。このたび、国において「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を示し、医療と介護に係る計画について、各都道府県がともに平成30年度を計画の開始年度とし、統合的な策定を目指すこととした。当然、本県においても、「埼玉県地域保健医療計画」と「埼玉県高齢者支援計画」の開始年度が初めて一致することになるため、本議案は特別な意味を持つものとなる。

そこで、本議案は分野別計画ではあるが、その重要性に鑑み総合計画と同様、新たな特別委員会を設置し、多くの会派の参加の下、集中的に審査を行うべきと考える。

各会派におかれては、趣旨を御理解いただき、今後、議運において設置に向けた協議を行っていただくよう、特段の御配慮をお願いする。

**委員長**

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、33番岡重夫議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・2月26

日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

**秋山委員**

御協議をお願いしたい事項がある。さきの12月定例県議会において、原発再稼働を求める意見書が可決された。この件について、広く県民から、議長や議会宛てに抗議文書59件、その他の意見89件が寄せられていると聞いている。よって、議長におかれては、各議員への情報の共有をお願いしたい。そのための御協議を議運でお願いしたい。

**委員長**

ただ今の秋山委員の発言についてだが、議長において、問い合わせがあれば、件数等を回答すると伺っている。また、本日の協議事項とは直接関係のない事項であるため、御意見として伺うが、協議事項としては取り扱わないこととする。

**秋山委員**

寄せられた意見そのものの公開も、同時にお願いしたい。

**田村委員**

秋山委員の発言は、議運で協議する事項でなく、議長に申入れを行うべきものと思われる。

**秋山委員**

議会運営における最高の意思決定機関は議運であると考え。その議運で協議せず、勝手に議長へ申入れを行うことはよろしくないと考え。

**委員長**

再度、申し上げる。ただ今の秋山委員の発言は、本日の議会運営委員会に関係のない事項であるので、この程度にとどめる。

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年2月26日(月))

---

**委員長**

1 議席の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。ついては、お手元の資料1のとおり、公明の議席の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受け、公明から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、ただ今変更をいただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登壇ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 常任委員の所属変更についてだが、石渡豊議員から、総務県民生活委員会から県土都市整備委員会へ所属変更したい旨の申出があった。ついては、石渡豊議員を総務県民生活委員会から県土都市整備委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

3 特別委員の所属変更についてだが、塩野正行議員から、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会から少子・高齢福祉社会対策特別委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、塩野正行議員を人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会から少子・高齢福祉社会対策特別委員会へ所属変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

4 知事提出急施議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった宮崎栄治郎議員及び鈴木聖二議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議運において、選挙の方法及び日程等について御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

6 地域保健医療計画に関する特別委員会についてだが、さきの議運において、自民委員から提案のあった、新たな特別委員会の設置について、自民委員から説明のため発言を求められているので、これを許す。

## 本木委員

委員長からお許しをいただいたので、今定例会で提案されている地域保健医療計画に関する特別委員会の設置について、説明させていただく。

案を用意したので、配布してよいか。

## 委員長

それでは、事務局に資料を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

## 委員長

それでは、説明をお願いします。

## 本木委員

まず、名称は「地域保健医療計画特別委員会」、委員定数は14人、付託事件は「第7次地域保健医療計画の策定及び第7期高齢者支援計画に関する件」とするものである。

設置の時期だが、委員会審査前の一般質問最終日に設置できればと考えている。

よろしく御審議をお願いします。

## 委員長

ただ今の件については、各会派において持ち帰り検討していただき、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

## 委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 本木委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。

私たちは、今定例会で、議員提出議案として2つの条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

## 委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

## 委員長

それでは、説明をお願いします。

## 本木委員

まず初めに、「埼玉県犯罪被害者等支援条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

平穏な生活を送ってきた方々が、ある日突然犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たない状況にある。思いがけず事件に遭った犯罪被害者やその家族・遺族は、直接的な被害に加え、心身の不調や居住場所の問題など、様々な問題に直面している。こうした問題で苦しんでいる犯罪被害者等の方々が、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等の立場に寄り添った支援を途切れることなく行っていく必要がある。

そこで私たちは、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする条例案を提案したいと考えている。

次に、「埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

本県においては、社会に明るい希望を与えて県の名を高め、県民に敬愛される方などへ贈呈する埼玉県民栄誉章をはじめ、数多くの表彰が行われているところである。その中でも、特に重要な埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞を贈呈するに当たっては、県政の両輪である知事と議会が双方の立場から、慎重に判断をしていく必要があると考える。

そこで、埼玉県民栄誉章等の贈呈に当たっては、あらかじめ議会の同意を得ることとする必要があると考え、本条例案を提案するものである。

各会派におかれては、お持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

#### 委員長

8 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

飯能ケーブルテレビ株式会社から、一般質問二日目・3月1日(木)の本会議を、議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり取材を許可することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

また、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

#### 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

#### 委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・2月2

8日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**秋山委員**

3月1日に一般質問を行う村岡正嗣議員から、3人の視覚障害のある傍聴者の来場が予定されており、そのうち1人は盲導犬を必要とするとの話があった。よって、盲導犬の傍聴席への入場についてお認めいただきたい。

**委員長**

秋山委員からの申出については、承っておく。



平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年2月28日(水)第1回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第51号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 地域保健医療計画に関する特別委員会についてだが、去る2月26日(月)の議運において、お手元の資料1のとおり、自民から設置案が示された。各会派におかれては、持ち帰り検討いただいたことと思うが、何か御意見はあるか。

**秋山委員**

この問題は、常任委員会で議論を行うべきものであり、新たな特別委員会の設置には反対である。

**石川委員**

福祉保健医療委員会で十分審査ができると考えるため、特別委員会の設置には反対である。

**田並委員**

常任委員会で審査すべきであり、特別委員会の設置には反対である。

**権守委員**

さらに議論を深めることができるため、設置に賛成である。

**木下委員**

重要な計画について、より多くの議員が審査に参加し、慎重に審査できることになるため、設置に賛成である。

**野本委員**

今回の計画は、医療と福祉の根本的な計画である。介護と医療の切れ目のない連携というのは一番大事な問題であり、そのために、それぞれの計画の開始年度を合わせ、一体のものとしてしっかりと審査を行う必要がある。そのためには、特別委員会で審査を行うべきと考える。

**委員長**

ただ今、活発な意見交換がなされたが、もう少し調整が必要かと存じる。については、皆様の御意見を踏まえながら、正副委員長において調整させていただいた上で、次の議運で改めて御協議いただきたいと存じますので、御了承願う。

## 委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

4 その他に入る前に申し上げる。明日、一般質問を行う村岡正嗣議員から盲導犬を同伴する傍聴者が来場する予定であるとの報告があった。

なお、盲導犬の傍聴席への入場については、平成11年12月3日の議会運営委員会です承されているので、念のため申し上げる。

## 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

## 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

## 委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

## 委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

## 田村委員

この際、確認させていただきたい事項があるので、発言させていただく。

さきの12月定例会において、我々自民党が発議し、可決された県立病院の組織及び経営の改善を求める決議についてである。自民党として執行部へ対応状況の確認をしたところ、病院局長及び企画財政部長から回答があった。1点目、組織改善の徹底を求める点については、瑕疵があった点について、きちんと対応していくということであった。2点目の損害賠償請求を直ちに切りやめるという点については、応じられないということであった。3点目の職員の募金を直ちに返還することについては、募金の本旨に沿い寄付した人についてはそのままとし、募金を強制と捉え、返還の申出があった職員には返還するという曖昧な回答であった。2点目、3点目については、ゼロ回答である。我々としては、議会の議決について、きちんとした対応ができていないと判断する。決議を受けたことに対する対応はこのとおりの回答でよいか、執行部の考えを伺わせていただきたい。

## 企画財政部長

ただ今、田村委員からお話のあった内容は事実であり、執行部としては、そのように考えている。

## 田村委員

議会在決定した事項について、執行部が従えないということである。これは、議会制民主主義に対する明らかな挑戦であり、我々自民党は行政の暴走であると考えている。これでは、議員が行う議案の審議自体が形骸化し、民主主義が崩壊してしまう。よって、次の議運において、副知事呼び、改善を求めた決議に対する回答を求め、その後の対応を検討したいと思う。よろしくお取り計らいいただきたい。

## 野本委員

田村委員から発言のあったとおり、議会の決議を尊重しないということを明らかにしている。それならば、知事提出議案を審査しないとするとも考えられる。議会の決議は最大限尊重すべきものである。それが基本である。それはできないということであれば、我々も議案の審査には参加できない。

## 秋山委員

執行部に対する意見書・決議について、すべて履行しなければ議会制民主主義でないとする意見は乱暴であると考えている。

## 野本委員

そのような発言自体が議員として問題である。

## 秋山委員

決議に対して執行部がすべてそのとおりにしなければ、知事提出議案は審査しないという議論は余りにも行き過ぎである。

## 野本委員

そこまでは申し上げていない。執行部側が努力もせずに、決議の履行はできないと拒否するならば、我々もそうすると述べたまでである。

## 田村委員

我々は、議会において多数で決定した事項について、執行部側が明らかに執行行為を行わないことを問題視している。それならば、我々が慎重に議論し、予算等の議案を可決しても、その審議自体に意味が無くなってしまふ。これでは、議会制民主主義が成り立たない。この点について、きちんとした回答がない限り、知事提出議案に対する審議ができない可能性がある。よって、次の議運において、副知事の回答を求めるものである。

## 石川委員

副知事の回答は必要ないと考えている。団体意思を決定する予算等の議決と機関意思を決定する決議を議決することは、全く異なるものである。あくまで決議は議会の機関意思を決定したものである。その決議を尊重するかどうかは、行政が判断することである。全ての決議に行政が拘束されるものではないと考える。先ほど野本委員も最大限尊重されるべきと発言さ

れている。最大限尊重されていれば良いのではないか。

#### **野本委員**

執行部側の回答に議会の決議に従えないという回答があるため、問題であると申し上げている。機関意思を遵守しないなら、知事提出議案は審査できない。

#### **田村委員**

公式の場での回答を求めているだけである。

#### **委員長**

様々な意見が出たが、執行部においては、次の議運において副知事出席のうえ、議会の決議に対する回答を求める。

## 委員長

1 県立病院の組織及び経営の改善を求める決議の件についてだが、奥野副知事の説明を求める。

## 奥野副知事

県立病院の組織及び経営の改善を求める決議への対応に関して、諸井委員長をはじめ、議会運営委員の皆様には大変御迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。

本日朝の議会運営委員会での議論を踏まえ、現時点における執行部の対応策について、御説明させていただく。

まず、決議の1点目、診療報酬の請求に係る事務処理の抜本的改善を強力に進めることについては、再発防止の観点からも、当然取り組まなければならないことであり、外部の視点も活用するため監査法人の支援も得つつ、鋭意取り組んでいるところである。今回の不祥事の原因の1つが、医事担当の主査がプレイングマネージャーとして自ら診療報酬事務を行いつつ、管理監督も行う体制であり、事実上チェックが行われていなかったことにある。このため、今後は、主査級職員は管理監督を行うものとし、新たに担当者を配置するものとする。また、返戻レセプトの管理については、3月に医事システムの機能を追加し、システム上で処理状況を把握できるようにし、請求漏れが起こらないよう徹底してまいる。経営改善の取組として、循環器・呼吸器病センターは、断らない救急を徹底してまいる。がんセンターは、診療プロセスのボトルネックを解消し、手術件数の確保を図ってまいる。小児医療センターは、この3月から土曜診療を開始することとしている。こうした取組により、徐々に各病院の稼働率は上がっており、最大で約8割の稼働率となっている。

決議の2点目、当該職員に対する損害賠償請求を直ちに取り止めるとともに、既に支払われたものを返還することについてである。今回の事案が単なるミスではなく、事務処理を放置していたことを隠蔽していたという、悪質なものであると考え、担当弁護士とも相談のうえ損害賠償請求を行ったものである。当初の回答では、こうした経緯も踏まえ、損害賠償請求は継続してまいりたいと考えていた。しかしながら、今回の御指摘を踏まえ、複数の弁護士の目を通すことも大切であると考え、改めて当初の担当弁護士ではない他の弁護士とも協議を進めることとし、昨日から相談を開始しているところである。

決議の3点目、職員の募金を直ちに全額返還することについては、担当職員に損害賠償請求した残りの2分の1について、弁護士と相談したところ、管理監督者に請求することはできないということであった。最終的に県民負担となってしまうことは申し訳ないと考え、趣旨に賛同いただける職員から任意の募金を行うこととしたところである。12月の決議を受けて検討した結果、こうした募金を開始した経緯を踏まえ、当初は募金を強制と受け止めた職員には返金すると回答させていただいた。しかし、今回の御指摘を受け、職員が強制と受け止めたかどうかにかかわらず、匿名性を確保した上で申出により返金することとする。方法として、職員の募金を各所属に返金し、各所属から募金者に返金することが可能かどうか検討したが、各所属では募金者とそれぞれの募金額を把握していないことや、匿名性を担保できないことから、メール等を活用して病院局の募金の会に直接申出をいただく方法を検討している。

執行部としては、今回の決議及び御指摘を尊重し、執行部として取り得る対応策について、今後誠心誠意対応してまいる。何とぞ、よろしく願います。

## 田村委員

最初から今回のような答弁をしていただきたかった。このような事態となつてからの回答ということは、非常に遺憾である。2点目について、今後複数の弁護士と相談のうえ、これから検討していくということだが、その結果について、議会側に報告していただけるのか。また、3点目について、課ごとに振り込みさせているにもかかわらず、課ごとに返還することができない理由を確認させていただきたい。

## 奥野副知事

当初の担当弁護士とは異なる弁護士と相談し、方向性を定めた場合は、その都度議会へ報告させていただきたいと存じる。また、返還についての細かな事務の内容は、病院局の職員から回答させていただく。

## 病院局長

募金の返還についてだが、各所属から幾ら振り込まれたかについては、把握している。しかし、各所属から募金を行った職員に返還する際、各所属はどの職員が幾ら募金したのかを把握していない。また、募金を行った職員全員が、自分が幾ら募金したのかを覚えていないケースもあり、各所属から職員へ返還することは困難である。

## 野本委員

県庁という組織の中で、今回のような募金を行ってしまえば、強制と受け止める職員が必ず出てくる。募金は全て職員へ返還すべきである。その際、強制と受け止めたかどうかで線引きを行うことはいけない。基準も不明確である。返してほしくても返してくださいと言ふことのできない職員を出してはいけない。組織として、きちんと返還すべきである。そのようにしていただきたい。

## 奥野副知事

ただ今の御指摘も踏まえ、返還方法について適切に検討してまいりたい。

## 野本委員

きちんと対応すると言つていただきたい。議会側が一人一人返還されたかチェックする訳ではないが、募金した人には返すというきちんとした方針のもと、対応していただきたい。

## 奥野副知事

所属を通して返還するよう、対応してまいる。

## 委員長

2 知事提出急施議案についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 地域保健医療計画に関する特別委員会についてだが、本日の朝の議運に引き続き、御協議をお願いします。

< な し >

**委員長**

それでは、議論が尽くされたようなので、「地域保健医療計画特別委員会」設置に関する件の可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

これより採決する。

「地域保健医療計画特別委員会」設置に関する案について、賛成の委員の起立を求める。

( 起立多数 )

- ( 賛 ) 須賀副委員長、塩野副委員長、野本委員、小谷野委員、宮崎委員、本木委員、  
田村委員、神尾委員、権守委員、新井委員、立石委員、木下委員  
( 否 ) 田並委員、水村委員、石川委員、秋山委員

**委員長**

起立多数である。

よって、この件については、さきの提案のとおり、一般質問最終日・3月2日(金)の本会議において、14人の委員をもって、「地域保健医療計画特別委員会」を設置し、「第7次地域保健医療計画の策定及び第7期高齢者支援計画に関する件」を付託することに決定した。

**委員長**

なお、委員配分についてだが、定数14人を埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民9人、民進・立憲・無所属1人、公明1人、県民1人、共産党1人、改革1人となるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、名簿の提出期限についてだが、一般質問二日目・3月1日(木)の正午までに提出されるよう御協力をお願いします。

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月2日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >



平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月2日(金)第1回)

---

**委員長**

1 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月26日(月)の議運で自民から提案のあった条例案2件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第2号議案は、提案者を代表して、2番横川雅也議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

議第3号議案は、提案者を代表して、41番新井豪議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書18件、決議1件、合計19件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

2 地域保健医療計画特別委員会についてだが、去る2月28日(水)の議運において、14人の委員をもって、地域保健医療計画特別委員会を設置し、第7次地域保健医療計画の策定及び第7期高齢者支援計画に関する件を付託することについて御了承をいただいた。このことについて、本日の本会議において、議第3号議案の提案説明終了後に議長発議により起立採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員の選任についてだが、お手元の資料2の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

このことについては、本日の本会議において異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 平成30年度の委員会構成についてだが、平成30年度の議会運営、各常任、各特別及び図書室委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、このとおり決定する。

なお、各委員会の委員氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日（金）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

**委員長**

4 平成30年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料3のとおり調整したので、御報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日（金）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、19番井上航議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための地域保健医療計画特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月2日(金)第2回)

**委員長**

1 地域保健医療計画特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に小谷野五雄委員が、副委員長に本木茂委員がそれぞれ互選された。については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議第2号議案及び議第3号議案に対する質疑の有無の確認についてだが、31番秋山文和議員から議第2号議案に対する質疑、4番中川浩議員から議第2号議案に対する質疑、14番前原かづえ議員から議第3号議案に対する質疑、2番松坂喜浩議員から議第3号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 第1号議案ないし第50号議案、第52号議案ないし第72号議案、議第2号議案及び議第3号議案並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

**秋山委員**

請願の委員会付託についてだが、今回原発関係の請願が3本出ている。従来は、環境農林委員会に付託されていたかと思うが、今回の付託先は議会運営委員会となっている。これは、付託先を変えるということか。

**委員長**

付託先を変えるということではなく、議事手続に関することであるため、付託先として議会運営委員会が適当であると判断されたものである。

**秋山委員**

東日本大震災以来、原発関係の請願は4本提出されているが、全て付託先は環境農林委員会であった。今回付託先が議会運営委員会となっているのは、前回の12月定例会で可決された意見書に関連するものだからか。それとも、原発関係の請願は、今後、環境農林委員会ではなく、全て議会運営委員会に付託されるということか。

**野本委員**

この件については、直近の12月定例会において、議会の意思決定がなされている。同じ議会ではないが、直近で既に意思決定がされているということで、一事不再議とすべきである。既に議会としての意思決定が終わっているものについて、再度議会で審査することは適切でない。よって、議会運営委員会において、請願の取扱い方として審査するものである。中身には入らない。

### 秋山委員

中身に入らないということの真意が理解できない。中身に入らないということは、請願の内容を審査しないということか。

### 野本委員

そうである。

### 秋山委員

原発関係の請願については、全て内容の審査に入らないということか。

### 野本委員

そうである。

### 秋山委員

それはおかしいのではないか。

### 野本委員

既に直近の議会において、議会としての意思決定は終わっている。議会として意見書も関係各所へ提出している。

### 秋山委員

議会運営委員会で審査するに当たっては、内容の審査は行わないのか。

### 野本委員

そうである。

### 田村委員

今回の請願3件の内容が、12月定例会において可決された意見書について、取下げを求める内容である。このため、常任委員会に付託するものではなく、請願の取扱いという議会運営に関するものである。よって、付託先を議会運営委員会としたものである。例えば今後、反対若しくは賛成の原発の意見書が提案されることはある。ただし、今回の請願は、既に可決された意見書について、取下げを求める内容であるので、議会運営に関する事項と判断し、付託先は議会運営委員会とされたものである。既に可決された意見書に関連しない、原発反対という請願が提出されたら、その際は、これまでの慣例にのっとり常任委員会で審査すべきものである。

### 野本委員

今回の請願については、既に議会の意思決定が終わっているものである。

### 委員長

田村委員から発言のあったとおり、この問題は議会運営の手續に係るものであると判断したので、付託先は議会運営委員会が適当ということで、この付託表となったものである。

## 秋山委員

付託された議会運営委員会では、内容の審査に入らず、先ほど野本委員から発言のあったとおり、門前払いとなるということか。

## 田村委員

請願の付託先については、議会運営委員会で協議、決定したうえで本会議において決定されるものである。どのように審査するかは、付託された後の議会運営委員会において議論されるものであり、この場で答えを求められても困る。議事進行をお願いします。

## 田並委員

野本委員、田村委員の発言にも一理あると考えるが、やはり付託先が議会運営委員会となることは不自然である。しかしながら、決定された内容には従うつもりである。

## 野本委員

先例においては、予算として決定している、若しくは議会の意思決定が既になされている請願については、返戻すべきとことになっている。この請願に関して、議会としての意思決定は既に終わっており、執行にも移している。しかし、今回の請願は既に受け付けている。会議規則において、請願は付託しなければならないと定められているため、議会運営委員会に付託する。本来は返戻すべきものである。

## 小谷野委員

議事続行を願う。

## 委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月16日（金）午後5時までに、私宛てに申し出てくださるよう、よろしく御協力願う。

本件については、委員長報告日・3月26日（月）の議運で御協議をお願いします。

## 委員長

その他の（1）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、請願審査のための議運を3月6日（火）常任委員会終了後に開会することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

---

**【請願の継続審査を求める動議についての発言(29議請第4号)】**

**本木委員**

本件については、12月定例会の審査時と状況の変化がないことから、継続審査とすべきものとすることを求める動議を提出する。

---

**【議事の続行を求める動議についての発言(29議請第4号)】**

**石川委員**

この請願は、政務活動費の支出が分かる領収書をインターネットで公開し、公開の利便性と透明性を高めるものである。先ほど、状況が変わっていないとの話があった。係争中の案件もあり、司法の判断を踏まえて議論をすべきであるということであったが、これは既に支出したものである司法判断であるので、継続審査の理由にはならない。3度の継続審査とせずに、議事続行の動議を提出する。

---

**【請願に係る意見(議請第4号)】**

**本木委員**

本請願については、不採択とすべきである。そもそも、先ほど継続審査と決定されたインターネット公開を求める請願については、現在係争中の案件もあるので、司法の判断が下った後に、政務活動費全体の議論の中で考えるべきとすることで継続審査としたものである。これは、政務活動費というものが地方議会にとって非常に重要なものであるという認識のもと、情報提供の仕方も含め、その在り方が議員活動に与える影響なども慎重に見極めた上で判断すべきものとするためである。それを、本請願では、係争中の案件は主に按分率の在り方が争点となっており、政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開の是非をめぐる議論を先延ばしする理由になり得ないと断じている。これでは、本委員会における議論を全く理解せずに、誤った解釈に基づき提出された請願であると思わざるを得ない。

さらに、本請願は今任期中にとの期限を設けた請願となっているが、改選により議員構成が変わったとしても、埼玉県議会としての同一性を失うものではなく、その期限の設定には理由がない。また、どのように議論を行っていくかは、外部の声に左右されず、議会が決めるべきことである。

これらのことから、本請願については不採択とすべきである。

**秋山委員**

議請第4号の「埼玉県議会として政務活動費の透明性を今任期中に一層向上させることを求める請願」については、継続審査となっている「政務活動費の支出を証明する領収書のインターネット公開を求める請願」と同じ方が請願者となっている。継続審査となった過去の請願審査では、インターネット公開を否定する議論はなく、幅広く議論の場を設けるなどが主な意見であった。今回の請願の主張のように、埼玉県議会が過去に議会のあり方研究会で議会改革を検討したように、何らかの議会内組織を作り、政務活動費の透明性を高める努力を任期中にすべきである。昨年の政務活動費をめぐる不祥事を繰り返さないことが、県民の負託に応える議会の責務である。この請願を不採択若しくは継続とすることは、この任期中



に何もしないことと同じになってしまうため、採択すべきである。

### 石川委員

政務活動費不正使用疑惑は、昨年発生している。議会としては、透明性に関わる一定の責任ある取組を、現議員の任期中に始めるべきである。皆様の御同意をお願いしたい。

### 権守委員

公明は、領収書のインターネット公開を含め、政務活動費の透明性を高めるべきと考える。政務活動費の透明性確保は、多くの県民が強く求めていることである。公明はその期待に応えていきたいと考える。採択に賛成の立場である。

### 田並委員

民進・立憲・無所属としても、採択に賛成である。どういう形でもよいが、あり方研究会等、議論する場を今任期中に作っていただきたい。領収書のインターネット公開を行う場合、領収書はその人の政治信念に基づくものであり、プライバシー侵害の問題も考えられる。そういったことを含め、どのような方法で公開していくか、議論する場を作っていただきたい。

### 木下委員

不採択とすべきとの立場から意見を述べさせていただく。今任期中に何らかの取組をやるべきだという考えは理解できる。この請願の最後に記載のある、「資する取組を行なってください」という部分については、意義のあるものとするが、本木委員から発言のあったとおり、この請願では、「この係争中の案件は主に按分率の在り方が争点となっており」と断定されている。しかし、実際には、国政問題に対する意見表明が県議会議員の仕事でなく、これに関する支出を政務活動費で行うことが適当でないと言われるなど、他にも政務活動費支出に関する多くのことが論点となっている。よって、先ほど継続審査とさせていただいたとおり、しっかりと見ていかなければならない。

一方で、この請願に記載されている、「透明性の向上に資する取組を行なってください」という点についてであるが、我々は会派内で議論している。他の会派でもそれぞれ議論されていると思われる。場合によっては、会派間で意見交換を行っている部分もあると私は認識している。よって、趣旨としての異論はないが、この請願を採択してしまうと、我々が既に行っているこうした取組が存在しないかのように理解されてしまうことが危惧されるため、不採択とさせていただく。

---

## 【請願の継続審査を求める動議についての発言（議請第2号、3号及び5号）】

### 田村委員

本県議会の機関意思は、さきの12月定例会において可決した「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」で決定しており、既に具体化されている事項である。したがって、今回の請願は、閉会中に紹介議員を通じて取下願の提出を求めるべきであり、継続審査とすべきものとする動議を提出する。

---

## 【請願の議事続行を求める動議についての発言（議請第2号、3号及び5号）】

### 秋山委員

議請第2号「国内のすべての原発について再稼働させないことを国に求める請願」、議請

第3号「すべての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進を国に求める請願」、議請第5号「原子力発電の再稼働および新增設をやめ、自然エネルギー活用の推進を求める請願」については、議事の続行を求める。

---

**【議会の運営に関する事項】**

**委員長**

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月22日(木))

**委員長**

1 議員提出議案についてだが、自民から、今定例会において、条例案を提案したいとの申出があった。この件について、自民委員の説明を求める。

**本木委員**

私たちは、今定例会で議員提出議案としてもう1件、条例案を提案したいと考えている。お手元に配布している「埼玉県主要農作物種子条例」の条例案の概要を御覧願う。

米、麦、大豆の優良な種子の確保を都道府県に義務付けてきた、主要農作物種子法が平成30年4月に廃止されることとなっている。戦後の食糧増産という国家的要請を背景に制定された法律だが、現在種子の品質は安定していること、国際競争力の強化に向けて都道府県中心ではなく、民間企業のノウハウを活用して品種開発を強力に進める必要があることなどから、法律の廃止に至ったとのことである。一方、米の産地間競争が激化する中、先日は県の開発品種「彩のきずな」が特Aを取ったが、県産米の競争力を更に高めることをはじめ、まだまだ主要農作物の種子の生産と普及に果たす県の役割は非常に大きいところがある。このため、主要農作物の種子の生産について、引き続き県が品質の優れた種子の安定的な生産に取り組むことが必要であるという県の姿勢を明確に打ち出し、県の事業継続を制度的に担保する必要があると考える。

こうしたことから、我が会派は「埼玉県主要農作物種子条例」案を提出したいと考えている。そこで、本条例案を急ぎ提案させていただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

議員提出議案は、少なくとも件名を一般質問最終日の議会運営委員会までに報告するものとされていることは承知している。このような急な提案となったことについて、各会派におかれては御理解いただきたいと考えているので、よろしく願い申し上げます。

**委員長**

ただ今の件については、自民委員から発言のあったとおり、通常の議員提出議案の手続とは異なる日程だが、今定例会に提案することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、議案の取扱いについて、御協議をお願いします。  
委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

ただ今お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、この案のとおり進めてまいります。

**委員長**

2 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日(月)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月26日(月)第1回)

**委員長**

1 議会運営委員会、各常任委員会、予算特別委員会及び地域保健医療計画特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願に対して、討論を行いたい旨の申出があった請願はお手元の資料1のとおり、議請第1号である。本請願について、特に討論を必要とするかどうか、御意見を願う。

**秋山委員**

この問題は専ら国政に関するものではあるが、歴代の埼玉県弁護士会会長23名が請願者となっていることを考慮し、ぜひとも討論を認めていただきたい。

**本木委員**

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でも良く、どのような請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠く。今回の請願については、その内容からも討論を認める特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

**秋山委員**

採決はするのか。

**委員長**

ただ今の議論の中で、討論を行う必要はないという意見が多数であったので、採決は行わない。

**委員長**

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

**委員長**

3 議員提出議案についてだが、去る3月22日(木)の議運で自民から提案のあった条

例案 1 件が提出されたので、御報告する。

**委員長**

まず、( 1 ) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 2 ) 提案説明の有無の確認についてだが、議第 4 号議案は提案者を代表して、67 番石井平夫議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ 1 人以内、質疑時間は 1 人 5 分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということではないかがか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料 2 の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料 2 の案のとおり決定した。

**委員長**

5 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る 2 月 26 日 ( 月 ) の議運で報告したとおり、2 名の補欠選挙を行う必要が生じている。

**委員長**

まず、( 1 ) 選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、会派別配分についてだが、自民 2 名とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いします。

**委員長**

次に、(2)選挙の日程についてだが、最終日・3月27日(火)に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料3のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月23日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第4号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時45分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月26日(月)第2回)

---

**委員長**

1 議第4号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、環境農林委員会に付託することによりか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日・3月27日(火)の朝、午前9時30分とすることによりか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことによりか。

< 了 承 >



平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月27日(火)第1回)

---

**委員長**

- 1 知事追加提出議案(人事案件)についてだが、奥野副知事の説明を求める。

**奥野副知事**

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、御説明申し上げます。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に中屋敷慎一議員、土屋恵一議員を、新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月20日に御説明した、教育委員会委員、人事委員会委員及び公安委員会委員の任命及び選任と併せ、どうぞ、よろしく願います。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

**委員長**

- 2 環境農林委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、環境農林委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

- 3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

- 4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、10時45分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月27日(火)第2回)

---

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、31番秋山文和議員から第1号議案、第7号議案及び第18号議案に対する反対討論、93番浅野目義英議員から第1号議案に対する賛成討論、43番安藤友貴議員から第1号議案に対する賛成討論、17番並木正年議員から第1号議案に対する賛成討論、3番木下博信議員から第1号議案に対する賛成討論、63番柳下礼子議員から第23号議案、第34号議案、第50号議案の修正案、第50号議案の修正部分を除く原案、第52号議案及び第63号議案に対する反対討論、4番中川浩議員から第50号議案の修正案及び第50号議案の修正部分を除く原案に対する反対討論、15番金子正江議員から第49号議案に対する反対討論、77番山本正乃議員から議第3号議案に対する反対討論、18番石川忠義議員から議第3号議案に対する反対討論、14番前原かづえ議員から議第3号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序はただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 地域保健医療計画特別委員会についてだが、「第7次地域保健医療計画に関する件」を付託事件に追加の上、閉会中の継続審査事項とされたいとの申出が委員長から議長宛てにあった。ついては、委員長の申出のとおり「第7次地域保健医療計画に関する件及び第7期高齢者支援計画に関する件」を付託事件とし、閉会中の継続審査決定とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の件については、次の本会議において、異議なし採決によりお諮りするので御了承

願う。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属は私から確認しておく。

**委員長**

5 意見書・決議案についてだが、去る2月28日(水)(一般質問初日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱19件(意見書18件、決議1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料1の一覧表のとおり、共同提案7件(意見書7件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派での提案とはならなかったが、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開する。

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月27日(火)第3回)

---

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事案件)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、47番村岡正嗣議員から議第12号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のと

おりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてである。

**委員長**

まず、菅原文仁議員の議員辞職に伴い、去る3月2日（金）の議運において御了承いただいた会派別委員配分に変更が生じている。お手元に変更後の会派別委員配分表を配布しておいたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名をお手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議運、各常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願う。

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の（1）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議運、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月27日(火)第4回)

---

**委員長**

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。79番小林哲也議員及び82番荒川岩雄議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。



平成30年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成30年3月27日(火)第5回)

---

**委員長**

1 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議席の枠の変更についてだが、菅原文仁議員の議員辞職による会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠の変更を行う必要が生じている。については、お手元の資料のとおり県民の枠を変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議席の一部変更についてだが、議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、議席を一部変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の(1)6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月18日(月)～7月6日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。